

平成 30 年度第 23 回人事委員会 会議結果<概要>

1 日 時

平成 30 年 11 月 28 日（金）午後 2 時 00 分～午後 3 時 18 分

2 場 所

人事委員会 審理室（新宿モノリス 25 階）

3 出席者

（委 員）青山委員長、山極委員、山崎委員

（事務局）砥出事務局長、矢岡任用公平部長、田中試験部長、神山審査担当部長、船川総務課長、田近任用給与課長、柴田審査課長、白濱試験課長、森山研究調査課長、島村制度改革担当課長

4 議 事

< 議 案 >

第 39 号議案 「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

第 40 号議案 警視庁職員任用規程及び東京消防庁職員任用規程の一部改正について

第 41 号議案 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

第 42 号議案 一般任期付職員の採用の承認について

第 43 号議案 平成 30 年度東京都任期付職員採用試験の合格予定者数について

第 39 号議案 「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

第 40 号議案 警視庁職員任用規程及び東京消防庁職員任用規程の一部改正について

第 41 号議案 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

第 39 号議案について、事務局から、会計年度任用職員制度の導入に伴い、「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部を改正したい旨、説明した。

第 40 号議案について、事務局から、警視庁及び東京消防庁より申請のあった、公安職の 1 級職と 2 級職の統合等に伴う規程の一部改正について説明し、申請のとおり承認したい旨、説明した。

第 41 号議案について、事務局から、東京都議会議長より意見聴取の照会があった下記の条例について、本年の人事委員会勧告や会計年度任用職員制度の導入等を踏まえた改正内容を説明し、照会に対しては異議なしとして回答したい旨、説明した。

なお、第 39 号議案から第 41 号議案までは、一括して説明した。

- 1 第 202 号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第 203 号議案 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第 204 号議案 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第 205 号議案 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 5 第 206 号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 第 207 号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 7 第 235 号議案 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

委員より、会計年度任用職員制度の導入時期について確認があり、事務局から、平成 32 年 4 月 1 日からの導入である旨、回答した。

委員より、東京都において会計年度任用職員制度の対象となる人数について質疑があり、事務局から、約 3 万人である旨、回答した。

委員より、新たに会計年度任用職員となる職員について質疑があり、事務局から、約 3 千人いる現行制度の臨時職員も対象となる旨、回答した。

委員より、会計年度任用職員制度の導入の趣旨は専門的業務などに短時間従事する人も一般職の非常勤の公務員とすることにあつたのではないのか、との確認があり、事務局から、そのとおりである旨、回答した。

委員より、会計年度任用職員制度の導入に伴う変化について質疑があり、事務局から、期末手当を国の基準に従って支給することとなる旨、回答した。また、委員より、会計年度任用職

員制度の導入により命令系統が整理されることは組織上のメリットがあるとの意見があった。

委員より、育児休業を取得できる非常勤職員の勤務日数について質疑があり、事務局から、規則において週3日以上又は年間121日以上とする予定である旨、回答した。

委員より、改正後の公安職の2級職の階級について質疑があり、事務局から、巡査部長・消防士長となる旨、回答した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

〈以下、非公開案件〉

第42号議案 一般任期付職員の採用の承認について

第43号議案 平成30年度東京都任期付職員採用試験の合格予定者数について

次回開催日程について

次回委員会は、平成30年12月6日（木）午前10時00分から開催することとした。